

ブラウトラウトの利用実態について

1. 生産量等

生産量	経営体数	鮮魚出荷	放流量	漁業権数	管理釣り場 (ルアー、フライ等)
100トン ¹	調査中	ほとんど無し	約11万尾 ²	5件 (4府県)	122ヶ所 ³

1 養鱒業者からの聞き取りによる推定

2 漁業権漁場における放流量の合計（平成16年度）

3 ガイドブック及びWeb Site情報から得られた全266ヶ所中の数（餌釣りを主体とするいわゆるマス釣り堀は含まれない。）

2. 漁業権免許状況

漁業権者名	漁場区域	年間遊漁者数
栃木県		
中禅寺湖漁協	中禅寺湖及び流入河川	約1万7千人
栃木県鬼怒川漁協	東古屋湖（ダム湖）及び流入河川	約9千人
神奈川県		
芦之湖漁協	芦ノ湖	約4万4千人
山梨県		
忍草漁協	桂川（相模川上流域河川）	約1万2千人
大阪府		
芥川漁協	芥川（河川）	約1万1千人

16年度実績（ただし、遊漁者数は漁業権漁場における他の魚種を含む全体の数。）

3. 利用者による評価

(1) 生産者

養鱒業の経営において、販売先の確保や取扱い魚種の多様性を確保することが有利に働くことから、管理釣り場からの確実なニーズが存在するブラウトラウトの生産は、欠かすことができない。

(2) 漁業権漁場

ブラントラウトは、ニジマスとともにマス類の中では遊漁者からの人気が高い魚種であることから、漁業権魚種として重要であり、また、多くの遊漁者が訪れることから地域経済振興に貢献している。なお、自然再生産が難しいため、放流による管理を行わないと資源の維持は困難である。

(3) 管理釣り場業者

管理釣り場を訪れる釣り人の間では、ニジマスとは異なる性質を持つ釣り対象魚として、ブラントラウトの人気が高いことから、顧客サービスや競争力確保等の観点から一定量のブラントラウトを放流する必要がある。